

## バイオマス利活用推進連絡会議設置要領

## 第1 目的

「北海道バイオマス活用推進計画」（平成25年12月24日策定）の趣旨を踏まえ、道内に豊富に賦存するバイオマスの利活用を総合的に推進するため、庁内関係部課等で構成するバイオマス利活用推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

## 第2 所掌事項

連絡会議は、次の事項について検討及び調整等を行う。

- 1 バイオマス利活用の総合的な推進に関する事項
- 2 その他バイオマス利活用の円滑な推進に関する事項

## 第3 構成

連絡会議は別表1に掲げる職にある者を構成員とし、環境生活部環境局循環型社会推進課長が主宰する。

## 第4 部会

連絡会議は、専門的事項について検討及び調整等を行うため、必要に応じ部会を設置することが出来ることとし、所掌事項、構成員等については連絡会議で決定する。

## 第5 運営

- 1 連絡会議及び部会は、主宰者が招集し、開催する。
- 2 主宰者は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

## 第6 庶務

連絡会議の事務局は、環境生活部環境局循環型社会推進課に置く。

## 第7 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 2 未利用資源リサイクル推進連絡会議（平成13年9月14日施行）については、廃止する。

## 附 則

この要領は、平成16年12月27日から施行する。

この要領は、平成17年 6月30日から施行する。

この要領は、平成18年11月15日から施行する。

この要領は、平成21年 2月 9日から施行する。

この要領は、平成24年12月 5日から施行する。

この要領は、平成25年 5月16日から施行する。

この要領は、平成26年 4月24日から施行する。

この要領は、平成27年 6月 5日から施行する。

この要領は、平成28年 4月20日から施行する。

この要領は、平成29年 4月21日から施行する。

別表 1

## バイオマス利活用推進連絡会議構成員

所 属		職 名 等	備 考
総合政策部	政策局	主幹（政策企画）	
〃	政策局研究法人室	総合研究機構G主幹	
〃	地域創生局地域戦略課	地域調整G主幹	
経 済 部	産業振興局産業振興課	産業企画G主幹	
〃	〃 環境・エネルギー室	省エネ・新エネG主幹	
〃	食関連産業室	食品産業G主幹	
農 政 部	生産振興局農産振興課	畑作G主幹	
〃	〃 畜産振興課	環境飼料G主幹	
〃	農村振興局農村計画課	農村計画G主幹	
〃	農業経営局農業経営課	支援G主幹	
〃	農村振興局農村整備課	田園農道G主幹	
〃	生産振興局技術普及課	農業環境・バイオマスG主幹	
水産林務部	総務課	政策調整G主幹	
〃	水産局水産振興課	環境保全G主幹	
〃	林務局林業木材課	木質バイオマスG主幹	
建 設 部	建設政策局建設政策課	政策調整G主幹	
〃	まちづくり局都市計画課	新幹線・都市政策G主幹	
〃	〃 都市環境課	下水道G主幹	
企 業 局	発電課	施設計画G主幹	
環境生活部	環境局低炭素社会推進室	計画推進G主幹	
〃	〃 循環型社会推進課	循環型社会推進課長	主 宰
〃	〃 〃	廃棄物指導G主幹	
〃	〃 〃	バイオマスG主幹	事務局